

事 務 連 絡

R2-084号
令和2年11月26日

各都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課長
山口 勇

担当：田栗英之
電話：(03) 5501-8000
内線：4942
FAX：(03) 5501-8166

一般旅券に係る手数料の徴収又は収納の事務の私人への委託について

地方分権改革に関する地方からの提案を踏まえて平成30年12月25日に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料について、「都道府県が事務処理特例制度（地方自治法252条の17の2）に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととしたところです。

外務省としては、この閣議決定を受け、皆様の御協力をいただき実態調査等を行うとともに、関係府省である総務省と協議等を行って参りました。

その結果、この度、都道府県が事務処理特例制度に基づき市町村が一般旅券の事務を処理することとした場合には、その徴収する一般旅券に係る手数料について、地方自治法第252条の17の3第1項により、当該事務の範囲内において、同法第243条及び地方自治法施行令第158条第1項は、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとされるため、原則としては、別紙のとおり、現行法上、市町村は私人にその徴収又は収納を委託することができるとの整理を確認いたしましたので、お知らせいたします。

外務省としては、引き続き、喫緊の課題であるデジタル・ガバメント実行計画の推進等にあたり、都道府県の皆様と一層緊密に連携させていただき、御意見を十分踏まえながら責任ある旅券行政を進めて参る所存です。

引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(了)